主 文 原決定を取り消す。 抗告人を過料五千円に処する。 理 由

しかし、記録を精査し諸般の事情を合わせ考えると、原審が抗告人を過料三万五 千円に処したのは不当と認められるので、当裁判所は原決定を取り消し、原審が挙 示の証拠によつて認定した商法違反の事実につき原審挙示の法条を適用し、抗告人 を過料五千円に処すべく、非訟事件手続法第二五条民事訴訟法第四一四条第三八六 条に従い主文の通り決定する。

(裁判長裁判官 鹿島重夫 裁判官 秦亘 裁判官 山本茂)